

川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（川崎市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

防火地域	約 552 h a	
準防火地域	約 6,888 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

別添、理由書による。

理由書

川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（菅生緑地の変更）

菅生緑地は、保全に適する緑が現存している実態から緑地として整備し、一般市民の利用に供することを目的として、昭和51年に都市計画決定した緑地です。

菅生緑地は、都市計画道路梶ヶ谷菅生線を挟んで、東地区約7.1ha、西地区約6.3haの2地区で構成されている緑地であり、本市の緑に関する施策である「川崎市緑の基本計画」において、緑地の回遊性確保が期待できる東西地区の結節点部分について、用地の取得に努めるとされています。

一方で、菅生緑地は、区域内に用地取得が必要な民有地が残存していることから、長期未整備公園緑地に位置付けられており、計画の方向性を示す「長期未整備公園緑地の対応方針」において、計画区域と地形・地物に不整合が生じている場合は、区域の整正を検討するとされています。

菅生緑地のうち、エントランス機能の拡大及び回遊性確保のために必要となる東西地区の結節点部分について、都市計画緑地として区域を編入するとともに、区域と地形・地物において、不整合が生じている箇所について、界線表示の名称の変更を行うことと致しました。

本案は、菅生緑地区域の編入に伴う用途地域の界線表示の名称の変更に併せ、防火地域及び準防火地域の界線表示の名称の変更をしようとするものです。

川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更

新旧対照表

種 類	面 積		比較増減
	新	旧	
防火地域	約 552 h a	約 552 h a	約 — h a
準防火地域	約 6,888 h a	約 6,888 h a	約 — h a